

「墨田区基本構想」の策定方針（案）について

1. 基本構想策定の背景と必要性

現基本構想は、平成17年に策定されたもので、「～水と歴史のハーモニー～人が輝く いきいき すみだ」を基本理念に掲げ、2025年（21世紀の第1四半世紀）の墨田区を展望し、まちづくりの基本目標とそれを実現する基本的方向を明らかにしている。

策定以来18年が経過する中で、デジタル化の急速な進歩、国際化の進展、感染症や激甚化・頻発化する風水害や震災への対策、少子高齢化に伴う人口構成の変化、社会構造の変化など社会経済状況は加速度的に変化を遂げている。また、持続可能な社会の実現、気候変動問題への対応、多様性に対する理解など新たな課題への対応も求められている。このような多くの課題や多様化・複雑化するニーズに区民に最も身近な基礎的自治体としての的確に対応していく必要がある。

加えて、本区におけるまちづくりも東京スカイツリーの開業や大学の開学など、大きな進展を遂げ、新たな賑わいや地域連携による取組が創出されている。

こうした状況の変化を踏まえ、持続可能な“すみだ”を実現するために、行政と本区に関わる多様な主体とともに普遍的な理念を共有し、それぞれが主体的に行動しながら、地域資源を活用した協働によるまちづくりを推進していくことが、これまで以上に求められている。

このことから、本区の地域力を活かし持続可能なまちづくりを進めていくため、区民と区が共有するまちづくりの基本理念や目指すべき将来の姿を描く区民共通の目標かつ自治体運営の最も基本となる指針である新たな基本構想を策定する。

2. 基本的な考え方

▶ 多様な主体とともに策定する

次代を担う子どもや若い世代をはじめ、幅広い年代の区民や事業者など、まちづくりを支える様々な主体の声を取り入れる機会を積極的に確保し、協働により区の将来イメージを描き、共有していく。

▶ 区民が親しみと共感を持てるよう策定する

新たな基本構想は、区民と区が共有する墨田区の姿を描くものとして、区民が親しみや共感を持つことができ、わかりやすく伝わる内容や構成となるようにする。また、策定状況について、適宜、わかりやすい情報提供を行っていく。

▶ **まちづくりの指針とする**

区民や事業者、地域団体等の区に関わる全ての人が、それぞれの役割と責務を持ち、主体的に行動し、目指すべきまちの将来像に向けて、区とともにまちづくりを進めていくための指針となるよう策定する。

▶ **新たな課題や社会状況の変化に対応していく**

社会経済状況の分析や将来人口推計等の論拠を精査し、区の将来にもたらす影響等を、学識経験者などの意見を踏まえ検証していく。

▶ **不易流行の考え方で策定する**

すみだ固有の魅力を大切にしつつ、新たな変化も取り入れながら、すみだらしさを次世代につなぎ、持続可能なすみだの実現に向けて、目指すべき将来の姿を描き直していく。

3. 基本構想の期間

昨今の社会変革のスピードを踏まえ、基本構想の期間は令和17年（2035年）までの、概ね10年間とする。

ただし、この間に社会経済状況や墨田区を取り巻く環境が大きく変化した場合は、適時見直しを行うこととする。

4. 策定の進め方

多様な主体との協働により、様々な意見を取り入れながら、基本構想を策定する。

(1) **基本構想審議会**

区長の諮問機関として審議会を設置する。

審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する。審議に当たっては、区民や関係団体の意見及び提案を反映させるように努めるものとする。

委員構成は、学識経験者、区内団体推薦者、公募区民によるものとし、それぞれの知見から広範な意見を基本構想へ反映させる。

(2) **多様な主体の参加と協働**

できる限り区民や関係団体の声を基本構想に反映させるため、次の手法を取り入れる。意見の収集に当たっては、次代を担う子どもや若者の意見も積極的に取り入れていく。

▶ **アンケート調査**

基本構想に掲げる基本目標の達成状況や今後の行政へのニーズ等を把握し、区政運営に活かすため、区民等へのアンケート調査を実施する。

➤ ワークショップ

広範な意見を基本構想に反映させるため、対面式によるワークショップを実施し、幅広いアイデアや意見を募る。

➤ 区民と区長の意見交換

区民と区長の意見交換の場を設け、将来のまちづくりに関わる意見等を聴取する。

➤ 関係団体等からの意見等聴取

区内で様々な活動を行う関係団体等との対話の機会を設け、将来のまちづくりに関わる意見等を聴取する。

➤ パブリック・コメント

基本構想素案について、できるだけ多くの区民からの意見収集を図る。

➤ 区民との情報共有

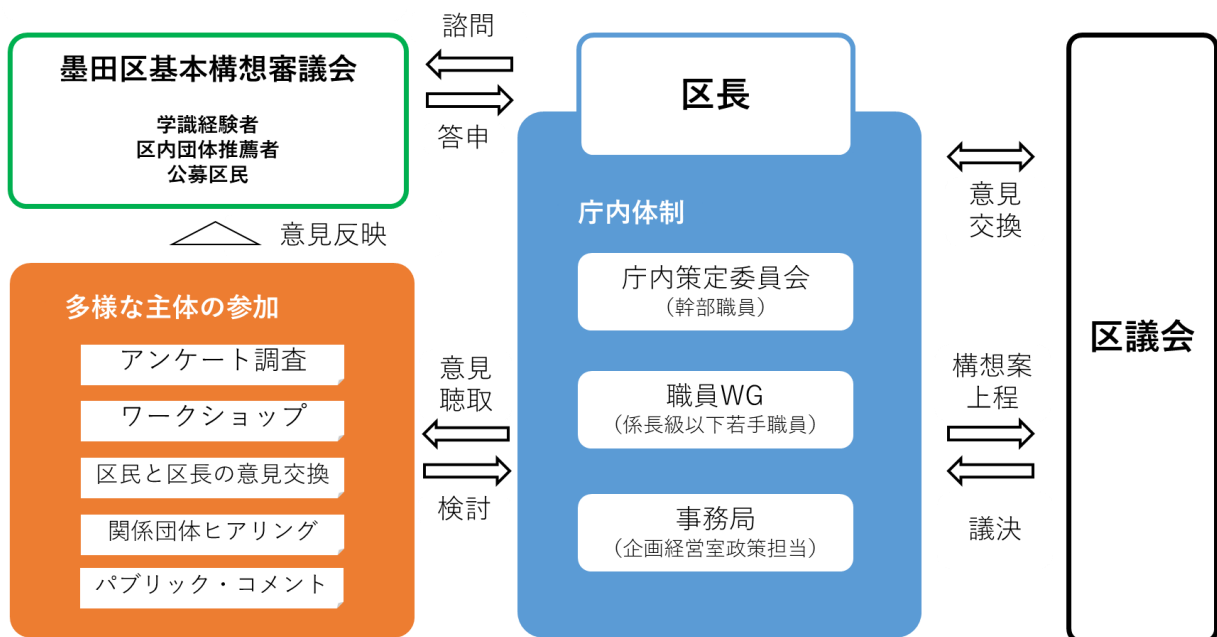
基本構想の浸透を図るため、SNSなどを活用して、策定状況などの情報を適宜発信する。

(3) 職員参画

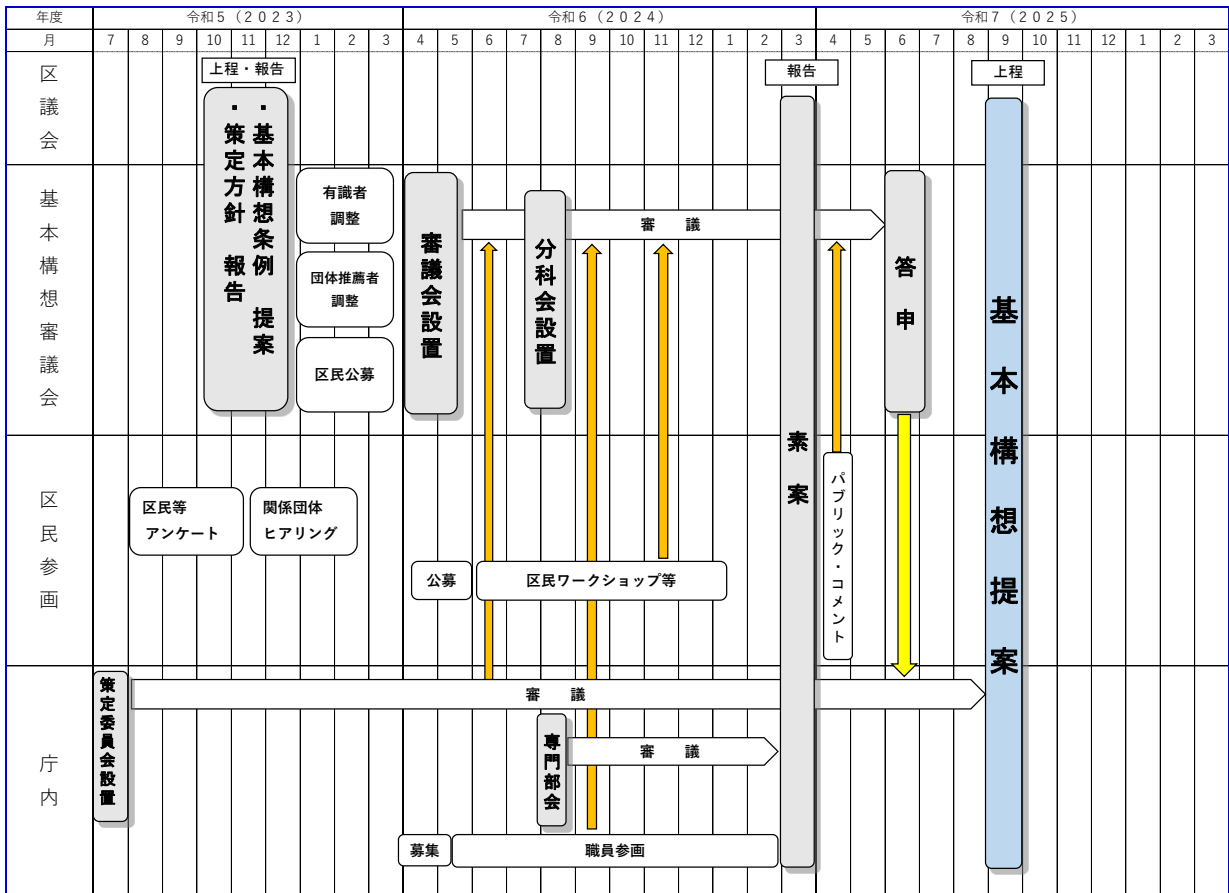
区長を委員長とする「墨田区基本構想等庁内策定委員会」を設置し、基本構想の策定について必要な検討、庁内意見の調整等を行う。

また、できる限り多くの職員を基本構想の策定に参画させることにより、区の理念・ビジョンを共有し、職員のモチベーションの向上を図る。

検討体制イメージ図 (案)



5. 策定スケジュール（予定）



6. 基本計画等の策定

現在の基本計画は令和7年度までの計画期間となっている。

基本構想の策定後、新たに描かれたまちの姿の実現に向けた具体的な施策等を示す計画として、基本計画を速やかに策定する。

また、各個別計画は、基本構想及び基本計画の策定後、必要に応じて見直しを行うこととする。